

議第210号

訴えの提起について

訴えを次のように提起する。

平成27年9月24日提出

京都市長 門川大作

|       |   |
|-------|---|
| 相手方   |   |
| 事件の種類 | 市営住宅の明渡し並びに家賃及び損害賠償金の支払の請求  |
| 事件の内容 | <p>相手方は、権原がないにもかかわらず、<br/>_____を不法に占有している。</p> <p>また、相手方は、<br/>_____の入居者であるが、7箇月分の家賃を滞納するとともに、正当な理由がないにもかかわらず、当該市営住宅に居住していない。</p> <p>このため、本市は、相手方に対し、これらの市営住宅の明渡しを請求したが、相手方は、これに応じようとするしない。</p> <p>そこで、相手方に対し、これらの市営住宅の明渡し並びに滞納家賃及び不法占有による損害賠償金の支払を求める訴えを提起しようとするものである。</p> |

提案理由

訴えを提起する必要があるので提案する。